

JCBトラベルプラス会員特約

第1条（カードの名称と入会方法）

1.本カードは、株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよびその指定するカード発行会社（以下「JCB」という）が発行するもので、本カードの名称は「JCBトラベルプラスカード」（以下「本カード」という）とします。

2.申込者は、JCBの会員規約（以下「会員規約」という）および本特約ならびに別途JCBが定めるJCBトラベルプラスポイント規定（以下「トラベルプラスポイント規定」という）を承認のうえ、JCBに入会を申し込むものとします。

3.JCBは、前項の申し込みについて審査のうえ会員規約第1条所定の本会員または家族会員として入会を認めた者（以下「会員」という）に対し、本カードを貸与します。

第2条（特典およびサービスの利用）

会員は、JCBが提供する特典およびサービスを受ける場合、JCB所定の方法でその提供を受けるものとします。

第3条（会員資格の喪失）

1.JCBは、会員が会員規約における「退会および会員資格の喪失等」に関する規定のうち、会員資格の喪失事由のいずれかに該当する場合のみならず、会員が次のいずれかに該当すると認められた場合においても、何らの通知・催告を要しないで、当該会員のJCBの会員資格を喪失させることができます。なお、本会員がJCBの会員資格を喪失した場合は、その家族会員もJCBの会員資格を喪失するものとします。

会員がトラベルプラスポイント規定に基づく還元に関し虚偽の申告をした場合

前号の他、会員がトラベルプラスポイント規定に違反した場合

会員が、JCBより提供される特典・サービスを受けるにあたり、不正な行為があった場合

2.JCBは、会員がJCBの会員資格を喪失した場合には、本カードの利用を断ることができるものとします。またこの場合、JCBが本カードの返還を求めたときは、会員は、直ちに本カードをJCBに返還するものとします。

第4条（本特約の改定等）

1.本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

2.本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。

第5条（本特約の優越）

本カードにかかわる権利義務について、JCBが別に定める会員規約等と本特約の内容が矛盾する場合は、本特約の規定が優先的に適用されるものとします。

JCBトラベルプラスポイント規定

第1条（目的）

本規定は株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよびその指定するカード発行会社（以下「JCB」という）が発行するJCBトラベルプラスカード（以下「本カード」という）の利用に応じ、JCBが本カードの本会員（以下「本会員」という）に対し提供する特典、サービスの内容とそれらを受けるための条件を定めるものです。

第2条（トラベルプラスポイント）

1.JCBトラベルプラスポイントとは、本会員またはその家族会員が、JCB所定の日本国外の加盟店（日本国内に所在する日本国外で設立された法人加盟店を含む。以下「海外加盟店」という）において商品・役務等の購入代金の支払いのために本カードを利用した場合またはJCBの加盟店であるJCB所定の航空会社・旅行代理店等（以下「加盟航空会社等」という）において各航空会社の国際運送約款に基いて所定の方法により発行された正規運賃航空券（以下「JCB所定の国際航空券」という）の購入代金の支払いのために本カードを利用した場合、本会員がJCBから所定の還元を受けることが出来る制度です。還元は、本会員およびその家族会員が本カードによりJCB所定の加盟店で信用販売を受けた商品・役務等の購入金額（以下「カード利用代金」という）に応じてJCBから付与されるポイント（以下「ポイント」という）の残高に基づき計算されます。

2.本カードでは、Ok! Dokiポイントプログラムを利用することができません。

第3条（ポイントの付与対象）

前条第1項のカード利用代金には、国内・海外キャッシングサービス、各種ローン、リボルビング払い・分割払い手数料、JCBの年会費、一部の保険掛金その他JCB所定のもの、含まれないものとします。

第4条（家族会員のカード利用代金）

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該家族会員の属する本会員のカード利用代金とみなしますので、そのポイントは、本会員に付与されることとなります。

第5条（ポイントの付与日）

ポイントは、毎月15日にJCB所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、当月内のJCB所定の日に本会員に付与されます。

第6条（ポイントの付与取消）

本会員またはその家族会員の商品・役務等の購入の取消し等により、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消し額に応じたポイントも、JCB所定の方法により取り消されるものとします。

第7条（ポイントの計算）

本会員のポイントは、毎月15日にJCB所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、次のとおり計算され、との合計ポイントが付与されます。

カード利用代金の合計額（1,000円未満は切り捨て）に対して、1,000円につき10ポイント

本会員またはその家族会員が、JCBが当該本会員の入会を認めた日から3ヶ月以内（以下「所定期間」という）にJCB所定の海外加盟店において商品・役務等の購入代金の支払いのために本カードを利用した額および所定期間内に加盟航空会社等に設置されているJCB所定の自動発券機において国際航空券の購入代金の支払いのために本カードを利用した額の合計額（1,000円未満は切り捨て）に対して、JCB所定の率を乗じることにより得られるボーナスポイント

第8条（ポイントの蓄積と有効期間）

本会員は、ポイントの付与日から24ヶ月間、そのポイントを蓄積できますが、それ以降は、自動的に失効することとなります。また、蓄積ポイントに関しては、JCBが上限を定めるものとし、それを超えるポイントは蓄積することができません。

第9条（会員へのポイントのご連絡）

1.直近に締め切られたカード利用代金に応じて第7条に基づいて計算されたポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。

2.会員は、JCB所定の窓口にお問い合わせることにより、その所定の営業時間中ならいつでも、その時点での有効なポイント残高を確認することができます。

第10条（ポイントに基づく還元の条件）

1.本会員は、次の各号の条件がすべて満たされている場合に限り、蓄積された有効なポイント残高に基づく還元金の支払いを申請することができます。

本会員またはその家族会員がJCB所定の海外加盟店における商品・役務等の購入代金の支払いまたは加盟航空会社等に設置されているJCB所定の自動発券機における国際航空券の購入代金の支払いのために本カードを利用したこと。

申請用紙をJCBに提出した時点において、本規定に基づいて付与されたポイントの残高が1,000ポイント以上存在すること。

申請用紙をJCBに提出した時点において、JCBの会員資格を有していること。

2.前項の還元金の支払申請は、前項第1号に規定する本カードの利用に基づくカード利用代金の支払日が属する月の翌々月10日までに、JCB所定のポイント還元申請用紙（以下「申請用紙」という）に必要事項を記載のうえJCBに提出する方法で行わなければならないものとしま

す。

3.第1項の還元金の支払申請は、申請用紙をJCBに提出した時点において蓄積されている有効なポイント残高の範囲内でその一部または全部について1ポイント単位で行うことができます。ただし、1,000ポイント以下での支払申請はできないものとします。

4.還元金の支払申請は取り消すことができません。

第11条（還元の設定）

1.JCBは、本会員からの還元申請を受けた後、JCB所定の期間内にJCB所定の審査を行ない、その還元の可否を決定するものとします。

2.JCBは、JCB所定の審査により、本会員もしくはその家族会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、還元申請が第10条に規定する条件・方法に違反している場合、または本規定・本カードの会員特約もしくはJCBの会員規約を遵守していないと認めた場合には、当該会員への還元を拒否または保留することができます。この場合、会員にその旨通知されます。

第12条（還元対象となるポイント数）

1.還元対象となるポイント数は、第10条に基づいて本会員が申請したポイント数によるものとします。

2.1回の還元で対象となるポイントは、JCB所定のポイント数を上限とします。還元にあたっては、付与された時期の古いポイントから順に充てるものとし、蓄積された有効なポイントが上限数を超える場合は、超える部分のポイントは、そのポイントの有効期間内において、次回以降の還元対象となるポイント残高に充てることができます。

第13条（還元の方法）

1.JCBは、第11条に基づく還元決定がなされ、かつ前条に基づき還元対象となったポイント残高についてJCB所定の率で換算した金額（以下「還元金額」という）を、毎月15日までにJCBが還元申請を受け付けたポイント数に対応する還元金額についてはその翌月に属する約定支払日の請求金額から還元金額を差し引いて請求する方法により、また、毎月16日以降にJCBが還元申請を受け付けたポイント数に対応する還元金額についてはその翌月に属する約定支払日の請求金額から還元金額を差し引いて請求する方法により、それぞれ支払うものとします。

2.各支払日における還元金額が請求金額を超える場合には、原則として各支払日に会員規約における「約定支払日と口座振替」に関する規定に定める本会員の預金口座に振り込む方法により支払うものとします。

第14条（本制度の適用が重複した場合の取扱い）

会員がJCBトラベルプラスポイントの適用対象となるカードを複数枚貸与されている場合には、本規定に基づき、カードごとにポイントの付与・蓄積・告知・還元等を行なうものとします。ただし、ボーナスポイントについてはJCBが定める方法により、いずれか1枚のカードに対してのみ付与するものとし、また原則として、会員一人当たり一回に限り付与するものとします。

第15条（公租公課）

JCBトラベルプラスポイントによる還元について公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第16条（ポイントの消滅）

会員が、理由の如何を問わず、JCBの会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは全て自動的に失効するものとし、また本規定に基づくすべての権利・義務も自動的に消滅するものとします。

第17条（譲渡等の禁止）

会員は、理由の如何を問わず、JCBトラベルプラスポイントにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第18条（JCBトラベルプラスポイントに関する疑義等）

ポイントの有効性、ポイント数、還元申請資格に関する疑義、その他JCBトラベルプラスポイントの運営に関して生ずる疑義は、JCBの決するところによるものとします。

第19条（終了・中止・変更等）

1.JCBは、予告なしに、いつでもJCBトラベルプラスポイントを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。

2.JCBは第7条および第13条にいうJCB所定の率の両方またはいずれか一方を、予告なしに、いつでも変更できるものとします。

3.JCBトラベルプラスポイントの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

(TK204600・20020402)